

韓国の多文化家族支援政策の沿革と現状

—多文化家族支援センターと多文化家族支援法に焦点を当てて—

金 永 子* 金 範 洙**

— 目 次 —

1. はじめに—多文化家族とは
2. 国際結婚の現況
3. 国際結婚・多文化家族が抱える問題
4. 多文化家族支援政策の沿革
5. 多文化家族支援センターの目的と事業内容
6. おわりに

キーワード：多文化家族支援センター、国際結婚、外国人

1. はじめに—多文化家族とは

韓国では、2008年3月21日に多文化家族支援法が制定され、同年9月22日から施行された。施行されてから約1年半が経過したに過ぎない。日本では「多文化」という用語は頻繁に使われるが、「多文化家族」あるいは「多文化家庭」という用語はあまり聞き慣れない用語ではないだろうか。文字通り多様な文化を有する人々と、その人々によって構成される家族を多文化家族ととらえることができよう。筆者らは特に、ある社会の支配的な文化以外の文化（少数派の文化）を持つ

* Youngja Kim 本学社会福祉学部教授（社会福祉学科）

** Bum-soo Kim ビョンテク 平澤大学校社会福祉学科教授

人々が含まれていることが多文化家族の重要な要素だと考えている。ところで、韓国では、この多文化家族支援法を法的根拠にして、全国各地に多文化家族支援センターが指定・運営されており、2009年現在、センターは119カ所に上る。

日本には多文化家族支援法のような法律はなく、韓国の多文化家族支援センターのような国レベルの施策として運営されている類似のセンターも皆無ではないだろうか。本稿では、韓国の国際結婚の現況、多文化家族の抱える問題、多文化家族支援政策の沿革、多文化家族支援法の内容と多文化家族支援センターの活動についての整理を試みた。それは、韓国で押し進められている多文化家族支援政策が、日本の外国人支援の有り様に示唆を与えてくれるのではないかと考えたからである。

では、多文化家族はどのように定義されているのだろうか。韓国社会では、一般的に韓国人と外国人との国際結婚によって形成された家族を多文化家族と捉えている。韓国人男性と外国人女性との国際結婚が急増する中で、韓国人男性と外国人女性の国際結婚で形成された家族を主に指す場合が多い。多文化家族（家庭）という用語は、健康家庭市民連帯が「国際結婚家庭⁽¹⁾、混血人家庭など差別性を帯びた家庭用語を改善するために使用を勧奨し始めたのが発端だった」（김유경 [キム・ユギョン] 他2008:56）という。

筆者の一人である金範洙は、多文化家族を「われわれの社会に居住している外国人労働者、国際結婚移住者、セトミン⁽²⁾（北朝鮮離脱民）、その他、外国人居住者、外国人との間に生まれた子どもたちを非差別的に呼ぶ用語である」（平澤大 学校多文化家族センター2007:63）と定義し、韓国社会で一般的に認知されているところの国際結婚によって形成された家族という範疇を超えて、より幅広い定義を行っている。

また、キム・ユギョン（김유경）らは、

「近代以降の韓国の多文化家族として、1950年の朝鮮戦争以降に生まれた米軍兵士と韓国人女性で構成された家族、1980年代中盤以降、外国から流入した移住労働者を中心に構成された家族、そして、1990年後半以降、結婚移民者と韓国人配偶者で作られた家族などに類型化できる。これ以外に国土の分断と民族の離散という韓国の歴史的特殊性に起因してセトミンを多文化の主体に含めることもでき、外国人家庭や外国人と帰化者で作られた家庭など

を多文化家庭と見ることができる」(김유경[キム・ユギョン]他2008:55)としている。

では、法律上の定義はどうだろうか。多文化家族支援法第2条⁽³⁾では、多文化家族とは、韓国国籍を持つ者と結婚している、または結婚したことのある外国人(帰化して韓国国籍を取得した者を含む)と、その夫婦から生まれた韓国国籍を有する子どもがいる家族を指している。すなわち、外国人だけで構成された家族は法律上の多文化家族に含まれていない。韓国人の子どもを産み育てる家族のみを対象としており、多文化家族支援法における多文化家族の定義は非常に制限的であると言わざるを得ない。ただ、多文化家族支援センターを訪問してみると、実際には、状況に合わせて華僑や外国人等、法の対象になっていない家族にもサービスを提供しており、現場では法律の定義に関わらず柔軟に対応しているようである。

筆者らは、在韓華僑や外国人労働者を含め、多様な文化を有する人々、特にその社会の支配的な文化以外の文化(少数派の文化)を持つ人々や、その人々を含む家族を多文化家族ととらえる立場ではあるが、本稿では韓国政府等が実施する政策やプログラムを整理・分析する関係上、多文化家族の範囲を広く捉えて論じる場合と、法律上の狭い定義で論じる場合があることを了解いただきたい。

2. 国際結婚の現況

国籍の異なる個人と個人との間の結婚を国際結婚というのが一般的であり、外国人同士の結婚も異なる国籍であれば国際結婚となろうが、本稿では韓国内における韓国国籍を持つ者と韓国国籍を持たない者との間の国際結婚に焦点を当てて、国際結婚の現況を分析する。

韓国では、

「在留外国人が年々増加し、1990年には約5万人で総人口の0.11%に過ぎなかったのが、2000年には1%を超え、2006年には1.88%を占めるに至った。在留外国人が増加するようになった背景には、1992年、韓国と中国の修交以後、韓国系中国人の就業者と結婚移民者の流入が増加し始めたことや、国内労働力不足による外国人労働者の流入が大きく増えたことにある。特に1993

年に『産業研修生制度』の実施により、外国人労働力の流入が公的に許可されて以降、在留外国人の規模は大きく増加し始めた」（김영주 [キム・ヨンジュ] 2007：7）。

2007年8月24日に韓国に居住する外国人が100万人を突破したが、この日を各マスコミは非常に重要な日として大きく報道した。

近年、韓国人男性と外国人女性との間の国際結婚の増加が在留外国人の増加に大きく影響を与えている。国際結婚の背景には国際化と貧困がある。韓国より貧困なアジア諸国の女性は経済的に豊かな生活を求めて国際結婚を選択し、韓国では結婚から周辺的な地位にある農漁村男性や低所得の男性などがこれらの女性との結婚を選択することが多い。

1990年代中盤以降、国際結婚の急増を主導したのは、農村地域と都市低所得層の男性であった。

「初期の韓国人男性の主な結婚相手は、韓国系中国人女性であった。1992年中国との修交以後、韓国系中国人との往来が以前より容易になったことにより、韓国系中国人女性との国際結婚が次第に増加するようになった。『朝鮮族』と呼ばれる韓国系中国人女性は、同じ民族であるという点から結婚移民者としてより好まれる側面があった」（김영주 [キム・ヨンジュ] 2007：

11)

という。

以下、『2008年婚姻統計結果』（統計庁）を参考に、国際結婚の動向を概観してみたい。韓国人と外国人の婚姻件数は、1990年代から増加し、2000年は11,605件で総婚姻件数の3.5%を占め、2005年は42,356件で13.5%を占めるに至った。2008年の韓国人と外国人との婚姻件数は、36,204件で総婚姻件数の11.0%を占めており、今後も減ることはないだろうと推測されている。また、国際結婚全体のうち、韓国人男性と外国人女性との婚姻件数は77.8%（28,163件）を占め、圧倒的に韓国人男性と外国人女性との婚姻の比率が高いことが分かる。

外国人女性の国籍は、中国13,203件（46.9%）、ベトナム8,282件（29.4%）、フィリピン1,857件（6.6%）の順になっている。カンボジア女性の婚姻が659件と前年より1,145件減少したが、これはカンボジアが国際結婚の規定を強化したことの影響があると統計庁は分析している（表1、2および図1参照）。

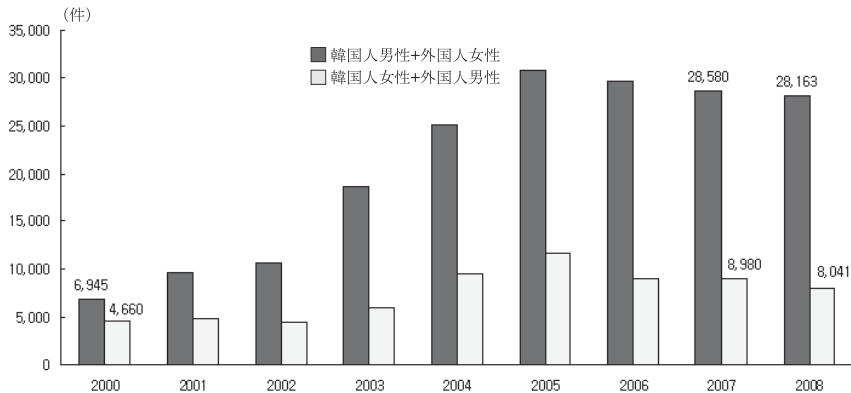
【表 1】外国人との婚姻

(単位:件、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総婚姻件数	332,090	318,407	304,877	302,503	308,598	314,304	330,634	343,559	327,715
外国人との婚姻	11,605	14,523	15,202	24,776	34,640	42,356	38,759	37,560	36,204
総婚姻件数 対比構成比	3.5	4.6	5.0	8.2	11.2	13.5	11.7	10.9	11.0
増減	1,782	2,918	679	9,574	9,864	7,716	-3,597	-1,199	-1,356
増減率	18.1	25.1	4.7	63.0	39.8	22.3	-8.5	-3.1	-3.6
韓国人男性+外国人女性	6,945	9,684	10,698	18,751	25,105	30,719	29,665	28,580	28,163
増減率	29.3	39.4	10.5	75.3	33.9	22.4	-3.4	-3.7	-1.5
韓国人女性+外国人男性	4,660	4,839	4,504	6,025	9,535	11,637	9,094	8,980	8,041
増減率	4.6	3.8	-6.9	33.8	58.3	22.0	-21.9	-1.3	-10.5

出所：引用文献 3、統計庁2009. 3：14頁。

【図 1】外国人との婚姻



出所：引用文献 3、統計庁2009. 3：14頁。

【表2】国籍別外国人との婚姻

(単位:件、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	構成比	昨年対比 増減率
韓国人男性+外国人女性	6,945	9,684	10,698	18,751	25,105	30,719	29,665	28,580	28,163	100.0	-1.5
中国	3,566	6,977	7,023	13,347	18,489	20,582	14,566	14,484	13,203	46.9	-8.8
ベトナム	77	134	474	1,402	2,461	5,822	10,128	6,610	8,282	29.4	25.3
フィリピン	1,174	502	838	928	947	980	1,117	1,497	1,857	6.6	24.0
日本	819	701	690	844	809	883	1,045	1,206	1,162	4.1	-3.6
カンボジア	*	*	*	19	72	157	394	1,804	659	2.3	-63.5
タイ	240	182	327	345	324	266	271	524	633	2.2	20.8
モンゴル	64	118	194	320	504	561	594	745	521	1.8	-30.1
ウズベキスタン	43	66	183	328	247	332	314	351	492	1.7	40.2
その他	962	1,004	969	1,218	1,252	1,136	1,236	1,359	1,354	4.8	-0.4
韓国人女性+外国人男性	4,660	4,839	4,504	6,025	9,535	11,637	9,094	8,980	8,041	100.0	-10.5
日本	2,630	2,664	2,032	2,250	3,118	3,423	3,412	3,349	2,743	34.1	-18.1
中国	210	222	263	1,190	3,618	5,037	2,589	2,486	2,101	26.1	-15.5
米国	1,084	1,113	1,204	1,222	1,332	1,392	1,443	1,334	1,347	16.8	1.0
カナダ	150	164	172	219	227	283	307	374	371	4.6	-0.8
オーストラリア	78	78	90	109	132	101	137	158	164	2.0	3.8
英国	64	69	86	88	120	104	136	125	144	1.8	15.2
パキスタン	36	63	126	130	100	219	150	134	117	1.5	-12.7
ドイツ	82	94	81	94	109	85	126	98	115	1.4	17.3
その他	326	372	450	723	779	993	794	922	939	11.7	1.8

註：*その他に含まれる

出所：引用文献3、統計庁2009.3：15頁。

また、市・道別の韓国人男性と外国人女性の婚姻件数を見ると、特別市・広域市よりも道地域が全婚姻中に占める割合が高い。国際結婚の全婚姻数に占める韓国人男性と外国人女性との婚姻の比率が最も高い地域は全羅南道で、全婚姻のうち13.8%が外国人女性との婚姻で、そのうち農林漁業従事者が26.8%に上る（表3参照）。

農林漁業に従事する韓国人男性と婚姻した外国人女性の国籍で最も多いの

は、ベトナムで2,472件のうち1,290件で50%を超える。ベトナムの次に、中国、フィリピンの順で続く（表4参照）。

【表3】市道別 農林漁業従事男性と外国人女性との婚姻

(単位:件、%)

区分	市道別婚姻件数		韓国人男性と外国人女性の婚姻					
	2007	2008 (A)	2007	2008 (B)	比重 (B/A)	農林漁業従事男性との婚姻		
						2007	2008 (C)	比重 (C/B)
全国*	343,559	327,715	28,580	28,163	8.6	3,171	2,472	8.8
ソウル特別市	76,399	71,753	6,004	5,509	7.7	51	43	0.8
釜山広域市	21,484	20,149	1,429	1,534	7.6	34	37	2.4
大邱広域市	14,655	13,743	921	923	6.7	35	32	3.5
仁川広域市	18,227	18,108	1,534	1,624	9.0	26	29	1.8
光州広域市	8,858	8,472	595	649	7.7	19	27	4.2
大田広域市	9,684	9,499	636	746	7.9	18	18	2.4
蔚山広域市	7,563	7,837	606	570	7.3	24	9	1.6
京畿道	81,248	78,004	6,409	6,439	8.3	290	247	3.8
江原道	8,930	8,517	807	811	9.5	197	146	18.0
忠清北道	9,834	9,512	926	975	10.3	178	141	14.5
忠清南道	13,766	13,354	1,467	1,517	11.4	406	296	19.5
全羅北道	10,864	10,399	1,312	1,389	13.4	368	325	23.4
全羅南道	10,854	10,480	1,507	1,448	13.8	511	388	26.8
慶尚北道	16,623	15,634	1,719	1,524	9.7	530	358	23.5
慶尚南道	21,555	20,497	2,004	1,732	8.5	417	289	16.7
済州特別自治道	3,495	3,445	289	357	10.4	67	87	24.4

註：*国外を含む

出所：引用文献3、統計庁2009.3：16頁。

【表4】農林漁業に従事する韓国人男性と結婚した外国人女性の国籍別婚姻件数

国籍	2007					2008				
	計	ベトナム	中国	カンボジア	その他	計	ベトナム	中国	フィリピン	その他
件数	3,171	1,353	842	484	492	2,472	1,290	673	207	302

出所：引用文献3、統計庁2009.3：17頁。

韓国人男性と外国人女性の婚姻件数は、都市地域（洞部）が19,893件で、農漁村地域（邑・面部）の7,853件より多いが、外国人女性の婚姻構成比は農漁村地域（13.8％）が都市地域（7.6％）より高い。婚姻した農林漁業に従事する韓国人男性6,458人のうち38.3％に当たる2,472人が外国人女性と婚姻している。これは前年よりも3.1％減少しているものの、農林漁業に従事する韓国人男性の約4割が国際結婚という高い割合に上っている（表5参照）。

また、韓国人男性と外国人女性夫婦の平均婚姻年齢差は、11.8歳で、前年より0.3歳増加し、韓国人夫婦の婚姻年齢差（2.3歳）より、9.5歳大きい。韓国人女性と外国人男性夫婦の平均婚姻年齢差は4.1歳で、2000年の6.6歳よりも2.5歳小さい。韓国人夫婦の婚姻年齢差（2.3歳）より1.8歳大きい（表6参照）。

【表5】農林漁業地域(邑、面部)と都市地域(洞部)の婚姻

(単位:件、%)

		婚姻件数 (A)	韓国人男性と 外国人女性との結婚		農林漁業従事 男性の婚姻		農林漁業従事男性と 外国人女性との婚姻	
			件数(B)	構成比 (B/A)	件数(C)	構成比 (C/A)	件数(D)	構成比 (D/C)
2007年	計*	343,559	28,580	8.3	7,667	2.2	3,171	41.4
	洞	274,592	20,145	7.3	1,718	0.6	522	30.4
	邑・面	59,397	8,016	13.5	5,948	10.0	2,649	44.5
2008年	計*	327,715	28,163	8.6	6,458	2.0	2,472	38.3
	洞	262,357	19,893	7.6	1,499	0.6	434	29.0
	邑・面	57,035	7,853	13.8	4,959	8.7	2,038	41.1

註：*国外・未詳を含む

出所：引用文献3、統計庁2009.3：17頁。

【表6】夫婦の平均婚姻年齢差

(単位:歳)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
韓国人男性＋外国人女性	6.9	7.5	7.9	8.3	8.4	9.1	11.6	11.5	11.8
韓国人女性＋外国人男性	6.6	6.5	5.2	4.0	3.1	2.7	4.1	4.3	4.1
韓国人女性＋韓国人男性	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3

出所：引用文献3、統計庁2009.3：18頁。

2008年7月現在、行政安全部の調査によると、韓国内に居住する結婚移民者数は144,385人に上り、前年に比べ13.7%増加した（김유경 [キム・ユギョン] 他2008：72）。また、韓国人と外国人の国際結婚によって生まれた子ども（以下、多文化家族の子どもと表現する）⁽⁵⁾は、2006年の2万5千人から2007年の4万4千人、2008年には5万8千人へと、毎年急増している（김유경 [キム・ユギョン] 他2008：74）。このうち、満6歳未満の子どもは57.1%で、7～12歳が32.2%、13～15歳が6.3%、16～18歳が4.3%の割合で、乳幼児が多数を占めていることが分かる（表7参照）。

多文化家族の子どもの増加に伴い、初・中・高等学校に在学する多文化家族の子どもも急激な増加傾向を見せ、2007年に13,445人であったのが、2008年には18,778人となり、39.6%の増加を示した（表8参照）。また、初・中・高等学校に在学する外国人労働者の子どもは、2007年に1,209人であったのが、2008年には1,402人と15.9%の増加を示している（表8・9参照）。

法務部の推計によると、国内の結婚移民者は2020年末には30万7千人、2030年末には46万7千人に持続的な増加が予想される。多文化家族の子どももやはり2020年には167万人に持続的に増加する展望である（김유경 [キム・ユギョン] 他2008：76）。

【表7】多文化家族の子どもの年齢別分布

（単位：%、人）

区分	満6歳以下	満7～12歳	満13～15歳	満16～18歳	計（数）
児童	57.1	32.2	6.3	4.3	100.0 (58,007)

資料：行政安全部、内部資料、2008.7。

出所：引用文献7、김유경 [キム・ユギョン] 他2008.12：74頁。

【表8】多文化家族の子どもの現況

区分	初等学校		中学校		高等学校		計	
	人員	増減(%)	人員	増減(%)	人員	増減(%)	人員	増減(%)
2005	5,332		583		206		6,121	
2006	6,795	27.4	924	58.5	279	35.4	7,998	30.6
2007	11,444	68.4	1,588	71.9	413	48.0	13,445	68.1
2008	15,804	38.1	2,213	38.9	761	84.0	18,778	39.6

註：母が外国人である場合が90.2%

出所：引用文献1、教育科学技術部2008.6：1頁。

【表9】外国人労働者の子どもの現況

区分	初等学校		中学校		高等学校		計	
	人員	増減(%)	人員	増減(%)	人員	増減(%)	人員	増減(%)
2005	995		352		227		1,574	
2006	1,115	12.0	215	△39.0	61	△73.1	1,391	△11.6
2007	755	△32.3	391	81.9	63	3.3	1,209	△13.0
2008	981	29.9	314	△19.7	107	69.8	1,402	15.9

注：外国人労働者の子どもの場合、在留資格などの問題などのために未就学状態にある学校外の就学年齢児童についての把握は困難な状況にある。

出所：引用文献1、教育科学技術部2008.6：1頁。

3. 国際結婚・多文化家族が抱える問題

(1) 国際結婚の過程における問題

保健福祉部⁽⁶⁾が2005年に行った「国際結婚移住女性実態調査」によると、移民女性が夫と知り合った方法のうち、仲介業者を通じた仲介は、13.2%との調査結果が出ているが、類似の仲介行為までを含めると、実際には50%以上と推定される（保健福祉家族部2008：4）。仲介業者を通じた結婚が女性の商品化を深刻化していると指摘されている。結婚のための費用を韓国人男性が負担したことによって、夫が妻を配偶者ではなく、お金を出して購入した所有物のように扱う傾向があるからである。また、送出国の仲介業者やホテル、書類代行業者等、多様な集団が組織化された体系を通して、結婚仲介が行われており、利潤を最大化するために短い期間で結婚を成立させようとするので、その過程において人権侵害が起きる。たとえば、街頭・インターネットで、「新婦保証制」、「年令制限なく誰でも可能」、「出会いから結婚まで7日」、「ベトナム 絶対逃げ出さないです」などの女性蔑視的な内容の広告が掲載されるなどがある（保健福祉家族部2008：4）。

事前の準備教育不足が、結婚後のトラブルを大きくしている場合もある。あるベトナム人女性は、韓国の文化を事前に知っていたら、結婚後のトラブルも少なく済むだろうと話す。たとえば、ベトナムでは、一般的に朝食は食べないか、食べるとしても外食するので、女性は朝食の準備をしない。ところが、韓国では、朝食を自宅でしっかり食べるし、その準備を妻がするべきだという考え方があるために、家族との葛藤が生じ、非常に苦労するというのである。

さらに深刻な問題は、配偶者に関する正確な情報を得る権利が奪われていることである。2006年の女性家族部⁽⁷⁾の実態調査によると、女性結婚移民者の13.2%（ベトナム女性移民者は31%）が結婚前に聞いた配偶者に関する情報が事実と違うと回答している。被害事例として、ベトナム人のある女性は、「お見合いをする時、通訳者が夫は機械を作る会社に通って1ヵ月の収入が200万ウォンだと言ったが、結婚後韓国に来たら夫は工事現場の日雇労働者であり、かつてモンゴル女性と結婚をしたことがあったが、その女性が自殺騒動を起こし、離婚した経歴があることが分かった」との回答例がある（保健福祉家族部2008：4）。

(2) 家庭暴力

「女性部の家庭暴力実態調査（2008. 1）によると、国際結婚移住女性の最近1年間の家庭暴力経験は、47.7%で、一般家庭の家庭暴力発生率40.3%より高く現われている。ついには今年（2008年－筆者）2月に、慶北キョンサンにおいてベトナム人の新婦が自殺する等、家庭暴力によって移住女性が死に至る事件が続いている」（유해미 [ユ・ヘミ] 2008：28）。

家庭暴力の背景には、結婚前の情報の不十分さ、言語の差異から来る意思疎通の困難、文化的差異から来る生活方式の違い、経済的な問題など、様々に絡み合っている。夫が経済的に貧困な国から来た妻ということで無視したり、権威的になることも背景の一つにある。

事例：19歳のあるフィリピン人女性は、69歳の韓国人男性と結婚して5ヵ月になるが、前妻と子どもたちと一緒に住む。調子が悪くても、農事をさせられ、しなければ殴られ、我慢できずに家出した。

事例：夫は、母親が嫌がる女性と住むことはできないと、モンゴル人女性を追い出した。行く処がないのを知っていながら電話も受けない。女性は、センターを通じて保護施設に入所することになった。

出所：引用文献9、유해미 [ユ・ヘミ] 2008：28頁。

(3) 経済生活

2005年度の調査において、女性結婚移民者世帯の52.9%が最低生活費以下の所得水準であることが分かった。世帯所得が最低生活基準の50%以下の世帯が、44.2%に達し、次上位貧困層（最低生活基準の120%以下）の世帯が58.3%に達する。多くの多文化家族が貧困問題を抱えていることが分かる（保健福祉部2005：162）。

テジョン

大田広域市で2008年に実施された実態調査でも、多文化家族が低所得に留まる経済水準であり、大多数の女性結婚移民者が就業を望んでいる（90.9％）ことが明らかになっている。就業を望む理由としては、「生活費の補充」（47.5％）が最も多く、「本国の家族への送金」（22.1％）、「自己発展」（12.1％）、「こどもの教育費に充当」（10.7％）の順に続く（大田広域市2008）。

子どもの抱える問題も大きい。学校で異なる外貌や話し方のために差別を受け、幼い頃からすでに社会的疎外感を持たざるを得ない。多文化児童10人のうち、2人位が集団仲間外れを経験したとの調査結果が出ている（保健福祉家族部2008：6）。

仲介業者の問題、言語的・文化的差異から生じる問題、経済的な問題、離婚から派生する問題、差別や偏見の問題、国籍や在留資格に関連した労働問題、夫婦間の年齢差から生じる問題など、多文化家族の抱える問題は多岐に亘る。

4. 多文化家族支援政策の沿革

2003年頃までの外国人政策は大まかに管理と統制を中心とし、国内労働力需要に必要な人材の供給というアプローチをしてきた。しかし、多様な外国人が多数韓国に居住するようになり、そのような状況に合った外国人政策が必要になってきた。政府自体の外国人問題に対する認識と市民団体の制度改善に対する要求も影響を及ぼした。このような背景から、政府は2004年ごろから外国人に関連する法制度を改定・新設し、それまでの管理と統制の観点から社会統合の観点が加味されることに旋回した。すなわち、滞在ではなく居住を前提にした社会統合政策の必要性を認め始めたのである（김영주 [キム・ヨンジュ] 2007：17）。

2002年には、永住資格制度を新設し、国内の華僑等に永住資格を付与し、2004年には、産業研修生制度を労働三権の保障などを内容とした雇用許可制度に転換、2005年8月には、公職選挙法を改正、永住資格を取得してから3年以上経過した19歳以上の外国人に地方選挙権を付与し、2006年5月の統一地方選挙で初めて永住外国人が選挙権を行使した。韓国の外国人政策は、2006年5月に外国人政策委員会が開いた第1回外国人政策会議をきっかけに大きな転換を遂げた。

2007年に入ってから「在韓外国人処遇基本法」が制定された（2007. 5 制定、

2007. 7 実施)。この法律には主に以下の5つの内容が規定されている。

- ①中央政府と地方政府は5年ごとに外国人政策実施計画樹立。
- ②在韓外国人とその子どもに対する不合理な差別防止と社会適応支援。
- ③適応教育支援、子どもに対する教育支援など。
- ④事実婚関係で出生した子ども、永住権者、難民の支援・保護。
- ⑤ともに生きる環境の造成など。

同法第2条において、在韓外国人の定義とは別に、結婚移民者を「大韓民国国民と結婚したことがあるか婚姻関係にある在韓外国人」と定義して、同法12条で、結婚移民者に対する韓国語教育およびその子どもに対する教育支援など、社会適応と国籍取得後の社会適応などを規定している。ただ、同法の対象を、「大韓民国の国籍を持たない者で、大韓民国に居住する目的を持って合法的に在留している」（第2条）者とし、合法的に在留していない外国人を対象としていないという問題が指摘されている。

一方、女性結婚移民者に対する政府の関心は2004年から本格化し、実態調査を実施し、これを基礎に2005年8月16日、11月25日、2006年4月26日、3次にわたって支援対策が定められた。2006年4月に政府の各部署が参加して樹立された「女性結婚移民者家族社会統合支援対策」に基づき、12の関連部署が総7課題、27小課題を分担実施、女性家族部が多文化家族支援事業を統括遂行することとなった。

因みに、7つの課題として、①脱法的な国際結婚防止及び国際結婚当事者保護、②家庭暴力被害者等に対する安定した在留支援の強化、③韓国社会早期適応及び定着支援、④児童の学校生活適応支援、⑤女性結婚移民者家族の安定した生活環境造成、⑥女性結婚移民者に対する社会的認識改善及び業務責任者教育、⑦推進体系構築、が挙げられている。

2007年には、女性結婚移民者の人権擁護のための法律として、結婚過程における人権侵害を予防するために「結婚仲介業の管理に関する法律」が制定された（2007. 12. 1 制定、2008. 6. 15 施行）。これによって、国際結婚の仲介業所を登録制で管理し、現地法令遵守、虚偽、過剰広告禁止、損害賠償責任、書面契約書など、義務規定及び義務違反に対する制裁を強化する措置を定め、国際結婚仲介業者の倫理意識高揚のための教育を実施している（유해미 [ユ・ヘミ] 2008 : 29）。

また、2008年には、多文化家族の安定した生活と彼（女）らの生活の質の向上と社会統合のために「多文化家族支援法」が制定された（2008. 3. 21制定、2008. 9. 22施行）。提案に至る経緯は、2007年3月8日にコ・ギョンファ（고경파）議員他24名らが発議した「移住民家族の保護及び支援等に関する法律案」が3月12日に、2007年5月2日にチャン・ヒャンスク（장향숙）議員他20名が発議した「多文化家族支援法案」が5月3日に、それぞれ女性家族委員会に回附された。女性家族委員会は2007年11月14日第269回国会（定期会）第1次法案審査小委員会で2件の法律案を併合審査した結果、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しないことにし、法律案の内容を統合・補完し多文化家族支援法案＜代案＞を提案することにした。2007年11月19日第269回国会（定期会）第7次女性家族委員会では法案審査小委員会の審査を受け入れ、多文化家族支援法案＜代案＞を委員会代案として採択することに議決した。2008年2月19日、女性家族委員長により「多文化家族支援法＜代案＞」が国会本会議に提案・可決され、同年3月21日に公布された。

多文化家族支援法案＜代案＞の中で、代案の提案理由について以下のように述べている（女性家族委員会委員長2008）。

[代案の提案理由]

最近、国際結婚の増加など国家間の人的交流の活性化によって私たちの社会が多文化社会に急速に変化しているにもかかわらず、根深い‘単一民族意識’によって、多文化家族の生活全般に多様な偏見と差別を惹起し、主流社会への進入を難しくしている。

また、結婚移民者及びその子女などで構成される多文化家族は言語問題及び文化的差異による社会不適應と家族構成員間の葛藤及び子女教育の困難を経験している。

ここに多文化家族の構成員が私たちの社会の構成員として順調に統合されて安定的な家族生活を営むことができるように多文化家族に対する支援政策の制度的なフレームを用意しようとするものである。

このようにして制定された多文化家族支援法は、「多文化家族構成員が安定した家族生活を営むことができるようにすることによって、彼・彼女らの生活の質の向上と社会統合に貢献することを目的」に、結婚移民者等に対する韓国語、社

会的適応教育など教育支援と、生活情報提供、職業教育などに関する支援、家庭暴力被害者の保護・支援、多文化家族児童の保育・教育での差別禁止及び支援、多文化家族支援センターの指定などを規定している。

この他、2006年12月28日に母父子福祉法（現行「一人親家族支援法」）が改定され、第5条の2（外国人に対する特例）に、「国内に在留している外国人のうち、大韓民国国民と婚姻し、大韓民国国籍の児童を養育している者で大統領令が定める者が第5条に該当する場合にはこの法による保護対象者となる」と規定された。妊娠して夫に遺棄されたり、子どもを育てている女性結婚移民者の支援になる法律改定といえる。

「国民基礎生活保障法」（日本の生活保護法に該当する）は2005年に改定され、「国内に在留する外国人のうち、大韓民国国民と婚姻し、大韓民国国籍の未成年子女を養育している者で、大統領が定める者は第5条に該当する場合には受給権者になる」（第5条の2項「外国人に対する特例」）という項が新設された。これにより、外国人は受給権者と認められていないが、韓国人配偶者との間に生まれた子女を養育している外国籍結婚移民者については国民基礎生活保障受給権が付与されることとなった。

2008年には、保健福祉家族部は「多文化家族ライフサイクル別オーダーメイド型支援強化対策」を発表し、今後2～3年間集中的に推進する対策として作成された。政策目標は、①結婚移民者の早期定着と自立力量強化、②多文化家族の安定的生活維持、③子どもの元気な成長とグローバル人材育成、④国民の多文化社会理解増進である。入国から定着期に至るまで多文化家族のライフサイクルごとにニーズに適したオーダーメイド型サービスを提供しようと、多文化家族ライフサイクルに合わせて、7大政策課題と21個の詳細推進課題、66個の詳細事業内容（新規事業20個、拡大・強化40個、既存政策6個）で構成されている（図2参照）。

【図2】多文化家族ライフサイクル別 政策課題と細部推進課題

周 期	政 策 課 題（細部推進課題）
1. 結婚準備期	結婚仲介脱法防止及び結婚予定者事前準備支援 1－1 国際結婚脱法防止及び結婚当事者人権保護 1－2 結婚移民予定者事前情報提供 1－3 韓国人予備配偶者事前教育
↓	
2. 家族形成期	結婚移民者早期適応及び多文化家族の安定した生活支援 2－1 結婚移民者意思疎通支援 2－2 多様な生活情報提供 2－3 多文化家族生活保障 2－4 家族関係増進及び家族危機予防
↓	
3. 子女養育期	多文化家族 子女 妊娠・出産・養育 支援 3－1 妊娠・出産支援 3－2 父母の子女教育能力培養 3－3 乳幼児保育・教育強化 3－4 父母・子女 健康管理
↓	
4. 子女教育期	多文化児童・青少年 学習発達及び力量開発支援 4－1 児童 言語・学習・情緒 発達支援 4－2 児童・青少年 力量開発 支援 4－3 貧困・危機 児童・青少年 支援 4－1 父母の子女教育力量強化
↓	
5. 家族力量強化期	結婚移民者 経済・社会的自立 力量強化 5－1 結婚移民者 経済的自立力量強化 5－2 結婚移民者社会連携強化
↓	
6. 家族解体時	解体多文化家族の子女及び一人親家族の保護・支援 6－1 一人親家族の支援 6－2 要保護児童支援
↓	
7. 全段階	多文化社会移行のための基盤構築 7－1 事業推進体系整備 7－2 国民を対象とした多文化認識改善

出所：引用文献4、保健福祉家族部2008. 11：14頁。

また、女性部では、家庭暴力被害移住女性等に対して、「移住女性緊急支援1577－1366」サービスや移住女性のシェルター、男女平等について理解増進のための国際結婚直後の男性に対する教育等を実施している。「移住女性緊急支援1577－1366」サービスでは、首都圏や忠清圏、全羅圏などの広域別に地域センターを設置し、

家庭暴力や性暴力などの被害時に移住女性が「1577-1366」に電話をすれば、ベトナム語など8言語で相談ができ、相談の結果、法律、医療、捜査機関と連携したり、現場に出動し協力を要請したり、緊急避難保護施設にも連携している。さらに、家庭暴力の被害者の保護施設である「移住女性シェルター」（2009年現在18カ所）と、家庭暴力被害者とその子どもの居住と職業訓練など自活を共に支援する「移住女性自活スペース」を設置・運営している。

これまで、多文化家族支援法によって設置・運営されてきた多文化家族支援センターは保健福祉家族部所管であった。しかし、2010年3月19日から保健福祉家族部の業務のうち家族や青少年関連業務を女性部に移管することになり、保健福祉家族部は保健福祉部に、女性部は女性家族福祉部に改編されることとなり、これに伴い、多文化家族支援法によって設立・運営されている多文化家族支援センターは、女性家族部の事業に移管されることになる。また、現在、農林部や他の部署で管理・運営されている多文化関連事業も、漸次、女性家族部に移管される予定である。

5. 多文化家族支援センターの目的と事業内容

多文化家族を支援するための専門機関である「結婚移民者家族支援センター」が、2006年8月、全国に21カ所指定された。結婚移民者家族支援センターは、2007年3月に38カ所が、2008年1月に80カ所が指定を受けている。2008年9月、多文化家族支援法施行に伴い、「結婚移民者家族支援センター」は「多文化家族支援センター」に名称を変更した。2009年4月現在、多文化家族支援センターの数は119カ所に上る。

また、2008年12月には、各地の結婚移民者家族支援センター（多文化家族支援センター）の運営支援や多文化事業の管理業務を行う「中央健康家庭支援センター結婚移民者家族支援チーム」が、「全国多文化家族事業支援団」に名称を変更した。

多文化家族支援センターの事業目的は、「多文化家族が健康な家庭生活を営むことをもって、韓国社会に適応するとともに、国家発展と地域社会多文化コミュニティ形成に貢献すること」となっている（表10参照）。センターの業務について

て、多文化家族支援法第12条2項では、「1. 多文化家族のための教育・相談等、支援事業の実施、2. 多文化家族支援サービスの情報提供及び広報、3. 多文化家族支援関連機関・団体とのサービス連係、4. その他、多文化家族支援のために必要な事業」と規定している。

【表10】多文化家族支援センターの事業目的

多文化家族が健康な家庭生活を営むことをもって、韓国社会に適応するとともに、国家発展と地域社会多文化コミュニティ形成に貢献することを目的とする

多文化家族機能および力量強化
多文化家族の地域社会融合とコミュニティ文化形成
多文化家族と韓国民多文化教育及び認識改善
多文化家族問題発生予防と危機介入

出所：引用文献2、全国多文化家族事業支援団2008.12：9頁。

センターの事業は、大きく必須事業（必ず実施しなければならない事業）と特化事業（地域の特性に応じて行う事業）、共通事項に分類され、必須事業としては、韓国語教育、多文化社会理解教育、家族教育、相談、自助グループがあり、特化事業としては、情緒支援、多文化家族力量強化、多文化認識改善、専門人材養成があり、共通事項としては、広報、ネットワークの構築、自己評価システムの構築、協議体の組織化と活動がある（表11参照、さらに詳細な内容については表12を参照）。

【表11】多文化家族支援センターの事業概要

必須事業	特化事業	共通事項
韓国語教育 多文化社会理解教育 家族教育 相談 自助グループ	情緒支援 多文化家族力量強化 多文化認識改善 専門人材養成	広報 ネットワークの構築 自己評価システムの構築 協議体形成と活動

出所：引用文献2、全国多文化家族事業支援団2008.12：9頁。

【表12】多文化家族支援センターの事業の細部内容

事業区分	事業領域	対象	事業カテゴリー	細部推進内容
必須事業	韓国語教育	結婚移民者	基礎	基礎的な単語と文章、簡単な表現
			初級	基礎的な単語と文章、多様な表現
			中級	日常生活に必要な標準語等による意思疎通可能な水準
			高級	ネイティブスピーカーと一般意思疎通が可能な水準
			その他	韓国語能力試験対策班、ビジネス韓国語班等
	多文化社会理解教育	結婚移民者	社会教育	1) 多文化と多文化社会理解 2) 法律と人権 3) 結婚と家族の理解
			歴史教育	1) 各国の歴史と文化 2) 韓国の歴史と文化
			生活教育	1) 公共機関と公衆道徳 2) 健康と医療、妊娠と出産 3) 情報化教育 4) 社会保障制度の理解 5) 韓国の教育制度 6) 各種分野の情報提供
	家族教育	多文化家族	多文化家族統合教育	家族構成員がともに参加し、紐帯感と理解度の向上のために多様なプログラムを実施
			夫婦教育	夫婦各々の元の家族についての家族の歴史・関係等の家族情報の理解と、夫婦役割についての理解
			舅姑教育	嫁の出身国の文化の理解、舅姑役割の定立、家族生活、家族関係教育
			結婚移民者教育	夫婦関係、父母役割、意思疎通方法等の教育
			配偶者教育	配偶者と予備配偶者を対象に多様な文化理解と、夫婦関係、父母役割、育児、意思疎通の理解
			子女教育	結婚移民者の母または父の文化理解、家族関係、子ども役割教育
	相談	多文化家族	家族相談	各種法律問題／夫婦問題／子どもの問題／性問題／経済問題／心理治療及び機関連携／その他
	自助グループ	多文化家族	個人相談	多文化家族構成員が自助グループを通して地域社会に定着基盤を作り、所属感を向上
			家族統合	多文化家族構成員が自助グループを通して地域社会に定着基盤を作り、所属感を向上
			配偶者	配偶者間の自助グループを作り、健康な家族の成立及び配偶者役割の認識を図る
			舅姑	舅姑の自発的な集まりによって、嫁の国の文化を理解し、姑嫁間の葛藤を解消
			統合国籍	多様な国の結婚移民者がともに自助グループを構成し、情報交流とネットワークを通じて、国内適応の基盤を作る
特化事業	情緒支援	多文化家族	メンタリング、文化体験、保健・医療、サークル活動、子ども支援	中国、ベトナム、日本、フィリピン、カンボジア等、出身国別の自助グループを構成するを通じて、結婚移民者間の情緒的支持とメント役割を遂行
	多文化家族力量強化	多文化家族	コンピューター・情報化教育、職業教育、多文化講師養成教育、通訳者養成教育、相談員養成教育	
	多文化認識改善	多文化家族と地域構成員	多文化講師派遣、多文化シンポジウム、多文化キャンペーン、多文化祭り、多文化教育	
	専門人材養成	地域構成員	韓国語講師養成、多文化講師養成、専門相談員養成、産婦ヘルパー養成、ボランティア教育	

出所：引用文献2、全国多文化家族事業支援団2008、12:18－19頁。

筆者の一人である金永子が、2009年8月24日に、忠清北道オクチョン（옥천）郡にあるオクチョン郡多文化家族支援センターを訪問し、チョン・マンギル（전만길）センター長に、25日には、忠清南道ホンソン（홍성）郡にあるホンソン郡多文化家族支援センターを訪問し、シン・ソンジョン（신선정）センター長にインタビューを行った。インタビューをもとに両センターの事業などについて紹介したい。

〔オクチョン郡多文化家族支援センター〕

オクチョン郡は、産業の農業は中心で、多くの農家は兼業農家である。

センターは多目的会館の2階、3階にあり、2階には事務室、簡易保育室、コンピューター室が、3階には韓国語などを教える教育場（教室）があり、別の場所に相談室がある。常勤、非常勤を含め職員は10人で、それ以外に30人の訪問指導士がいる。このセンターの特徴はボランティアが多いことだとチョンセンター長は言う。

チョンセンター長は、もともと韓国語の教師だったが、結婚移民者に韓国語を教える必要性を感じ、2004年3月、「オクチョン韓国語学堂」を始めたのがセンター設立のきっかけだ。最初は、日本人女性9人に教えることから始まった。2006年には全国の支援センターと連携を取るようになり、2007年に多文化家族支援センターの指定を受けた。

オクチョン郡の全婚姻件数約1,500件中、約300件が国際結婚である。国際結婚の国籍で最も多いのがベトナムで、国際結婚の約80%を占める。ベトナム以外では、中国、日本、台湾、フィリピン、ウズベキスタン、カンボジアなどの出身者が多い。

国際結婚の背景について、一つには、韓国内の事情として、以前に比べ韓国人女性の経済力が強くなり、結婚しない選択肢が生まれてきたことや、舅や姑の世話を嫌い、農村の男性と結婚したがる傾向がある。二つ目に、貧しい家庭の外国人女性が多いので、貧しさから抜け出したい、家族を援助したいとの思いから韓国人男性と結婚するケースが多い。また、日本人の場合、統一教会のような宗教上の理由から国際結婚を選択する女性も少なくない。結婚は、大部分仲介業者による仲介による結婚だが、最近では、友人などが紹介するケースも増えてきた。

国際結婚で生じる問題の一つに、韓国が男性中心主義的な考え方なのに対して、他の国は平等主義的な考え方なので、葛藤が生じることがある。

センターの重要な事業として、韓国語教育、夫・舅姑教育、相談等を上げることができるが、相談事業が非常に重要である。韓国語教室、料理教室の人気は高い。家庭を訪問し、韓国語や育児について教える「訪問教育サービス」も人気のあるプログラムの一つである。訪問教育サービスとは、経済的な困難や地理的にセンター等での教室に参加するのが困難な結婚移民者やその家族を対象に、訪問指導士が直接自宅を訪問し、韓国語教育や子どもの養育支援などを行うサービスである。1回2時間、1週間に2回、20週にわたってサービスが提供される。

また、就業教育として、ネイティブスピーカー講師や多文化講師や産婦ヘルパーの養成、技術教育、運転免許取得、コンピューター教育、農産物の加工技術教育を行っている。女性たちは技術を習得するよりも早く働きたいと考えがちだが、センターでは、小さな子どもを育てている女性には、あまり働くことを勧めていない。子どもが保育所に行けるまでの3年間ぐらい、韓国語教育や文化教育を受けるよう勧めている。センターに通う女性たちにはミシンが上手な人が多いので、将来は作業場（刺繍）を作りたいと考えている。現在、多文化家族の男性の自活共同体を運営しており、梅の加工製品を製造・販売している。

センター管下の多文化家族のうちの約3分の2が何らかの形でセンターを利用している。センターを利用していない人には、センターまでの距離が遠いので来られない人もいるし、家族や仲業業者が女性が逃れるのを恐れて行かせないようにしている場合もある。

[ホンソン郡多文化家族支援センター]

ホンソン郡もオクチョン郡同様に、産業の中心は農業である。

センターは社会福祉館の中にある。職員は5人で、職員以外に訪問指導士が11人（1人の訪問指導士が4人を担当）いる。センターには政府から1年に7000万ウォンの支援があり、うち4500万ウォンは人件費に充てる。予算7000万ウォン以外にも他の支援がある。

ホンソン郡には多文化家族が265世帯あり、そのうち170人程度がセンターを利用している。多文化家族支援法の対象になっていない華僑も利用している。ホン

ソン郡にはかつて華僑学校があったこともあり、現在、華僑7世帯が居住しており、うち2世帯がセンターを利用している。結婚移民者の国籍は、中国（漢族、朝鮮族）、ベトナム、日本、カンボジア、フィリピン、ロシア、ウズベキスタン、カザフスタン等。日本からの結婚移民者は24人で、宗教上の理由で国際結婚をした人々である。

シンセンター長は、国際結婚の夫婦の関係が対等でない場合が多いと感じている。韓国人の夫と外国人の妻の年齢差は大きく、20歳の年齢差も稀ではない。夫は妻を「ヤー（日本語の「おい」に近いニュアンス）」と呼び、妻は夫を「オッパ（お兄さん）」と呼ぶのを見ると対等な関係ではないと感じる。ある女性は、自分で何も決定することができないので、まるで6歳ぐらいの子どものように感じるという。また、多くの男性は、国際結婚を恥かしいと思っているせいだろうか、自分の集まりに妻を連れて行こうとしないし、逆に妻の集まりに出ようとしない。

ホンソン郡多文化家族支援センターは、2009年に多文化家族支援センターの指定を受けた。支援センターの指定を受けるに至ったきっかけに、シンセンター長が勤務していたホンソン社会福祉館が2004年から国際結婚家族支援事業を開始したことがある。シンセンター長は当時この事業の担当であった。当初、政府から500万ウォンの支援を受けて、毎週1回韓国に関する理解教室や相談、自助グループなどの事業を行った。

現在、センターの行っている事業のうち、特に、就・創業のためのプログラムについて、センター長に尋ねた。

まず、初期相談段階で就・創業についての希望や韓国に来る以前の仕事等を尋ねる。そして、就・創業のために可能な職場探しを行う。多文化講師、ネイティブスピーカー講師等の教育分野や、公共サービス分野、民間製造業等。さらに、就・創業能力向上のための教育プログラムを提供する。韓国語教育、運転免許教育、コンピューター教育、各種の資格教育等。例えば、運転免許講習の場合、講習の内容が理解できるように通訳を付ける。韓国では、運転免許試験を外国語で受けることができる。さらに、運転免許証の取得に必要な約70万ウォンの費用のうち、10万ウォンを支援している。美容師・料理師試験は残念ながら韓国語でしか受けられないが、現在、多様な言語で受けられるように要求している。

また、訪問指導士になるには、高等学校を卒業していて、政府の講習を5日間受ける必要がある。多文化講師になるには、専門学校卒業の学歴が必要だが、忠清南道が多文化講師の資格を出している。

女性の多くは仕事がしたいと韓国に来るが、家庭では子どもを産むことを期待するので、仕事ができないという葛藤がある。シンセンター長は、今後、結婚移民者の就・創業を進める上で、母語による中等教育程度の教育が必要だと感じている。

6. おわりに

韓国の外国人政策は、2000年代に入り、大きく方向転換をした。とりわけ、多文化家族に対する政策は、多文化家族支援法の制定という形で飛躍的に拡大していると言えよう。しかし、すでに指摘したように多文化家族支援法の対象が制限的であるという問題が存在する。また、

「これまでの支援政策に対する代表的な批判として、移住女性に対する支援が家族政策の範囲に限定されているために、父系血統主義と家族主義的秩序の中に編入させる手段として作用していたり、韓国社会への適応や統合が主な目標となっている点がある。その結果、移住女性の権利を主婦、特に母親役割に基礎をおいて韓国語と韓国文化の教育対象と限定していることである。このような批判は、一言でいえば、個別の移住女性たちの人権に対する関心が相対的に見過ごされていたということである」(유해미 [ユ・ヘミ] 2008 : 31)

という指摘は、重要な指摘である。

このような批判点がありながらも、外国人（多文化家族）を韓国社会で共に暮らす人々ととらえ、様々なプログラムを提供している点は大いに評価できるだろう。現場では、制度の枠を超えて、華僑や外国人労働者も同様なサービスを提供しているところもあり、現場での取り組みが制度を変革する可能性につながっていくのではないだろうかと考える。また、今回は十分に検討できなかったが、支援センターで実施しているプログラムは、日本でも大いに役立つものとする。

注

- (1) 「国際結婚家庭」という用語が差別性を帯びて使われることがあるという意味であり、「国際結婚」という用語が差別性を帯びて使われているという意味ではない。
- (2) 朝鮮民主主義人民共和国を脱出し、韓国で居住する人々を指す。「セトミン」とは「新しい住処を求めてきた人」という意味。行政用語では「北韓離脱住民」と呼ばれる。
- (3) [多文化家族支援法]

第2条（定義） この法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “多文化家族”とは、次の各項のいずれか一つに該当する家族をいう。

ア. 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者と「国籍法」第2条によって出生時から大韓民国国籍を取得した者によって成り立つ家族

イ. 「国籍法」第4条によって帰化許可を受けた者と、同法第2条によって出生時から大韓民国国籍を取得した者によって成り立つ家族

2. “結婚移民者等”とは、多文化家族の構成員として次各項のいずれか一つに該当する者をいう。

ア. 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者

イ. 「国籍法」第4条によって帰化許可を受けた者

[在韓外国人処遇法]

第2条（定義） この法で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. “在韓外国人”とは、大韓民国の国籍を持たない者で、大韓民国に居住する目的を持って合法的に在留している者をいう。
2. “在韓外国人に対する処遇”とは、国家及び地方自治団体が在韓外国人をその法的地位に従って適正に待遇することをいう。
3. “結婚移民者”とは、大韓民国国民と婚姻したことがあるとか、婚姻関係にある在韓外国人をいう。

[国籍法]

第2条（出生による国籍取得） ①次の各号のいずれか一つに該当する者は出生と同時に大韓民国国籍を取得する。

1. 出生時に父または母が大韓民国の国民である者
2. 出生する前に父が死亡した場合にはその死亡時に父が大韓民国の国民だった者

3. 父母がともに明らかでない場合や国籍がない場合には大韓民国で出生した者

② 大韓民国で発見された棄児は大韓民国で出生したものと推定する。

第4条（帰化による国籍取得） ①大韓民国国籍を取得した事実のない外国人は法務部長官の帰化許可を受けて大韓民国国籍を取得することができる。

②法務部長官は帰化許可申請を受けたら第5条から第7条までの帰化要件を備えているかどうかを審査した後その要件を備えた者にだけ帰化を許可する。

③第1項によって帰化許可を受けた者は法務部長官がその許可をした時に大韓民国国籍を取得する。

④第1項と第2項による申請手続きと審査などに関して必要な事項は大統領令で定める。

(4) 韓国の地方行政区画：特別市（1）・広域市（6）・道（8）・特別自治道（1）に区分される。特別市の下には区、広域市の下には区・郡、道の下には市・郡、特別自治道の下には行政市がある。市・区の下には洞、郡の下には邑・面、行政市の下には洞・邑・面がある。

(5) 多文化家族の子どもには、外国人同士の間にも生まれた子どもも含まれるべきだと考えるが、多文化家族支援法の定義では、韓国人と外国人の間に生まれた子どもと定められている。特に断りがなければ、以下、韓国人と外国人の間に生まれた子どものみを多文化家族の子どもと表現することにする。

(6) 2008年2月29日企画予算処や女性家族部の一部所管事務等を保健社会部へ移管し、保健福祉家族部に改編。

(7) 2008年2月29日女性家族部の一部所管事務を保健社会福祉部へ移管し、女性部に改編。

引用文献（韓国語）

〔単行本〕

(1) 教育科学技術部『2008年度多文化家庭学生教育支援計画』（2008. 6）。

(2) 全国多文化家族事業支援団『2008年度多文化家族支援センター事業結果報告書』（2008. 12）。

(3) 統計庁『2008年婚姻統計結果』（2009. 3）。

(4) 保健福祉家族部『다문화가족 생애주기별 맞춤형 지원 강화대책（多文化家族ライフサイクル別オーダーメイド型支援強化対策）』（2008. 11）。

(5) 保健福祉部『国際結婚移住女性実態調査』（2005. 6）。

(6) 平澤大学校多文化家族センター『多文化家族福祉論』양서원（ヤンソウォン）（2007）。

- (7) 김유경 (キム・ユギョン) 他 『다문화시대를 대비한 복지정책방안 연구—다문화가족을 중심으로— (多文化時代に対応した福祉政策方案の研究—多文化家族を中心に—)』 韓国保健社会研究院 (2008. 12)。

【論文他】

- (8) 김영주 (キム・ヨンジュ) 「한국의 다문화현황과 사회적 과제 (韓国の多文化現況と社会的課題)」 『季刊社会福祉』 2007年冬号 (通巻175号) (2007. 12: 6-21)。
- (9) 유해미 (ユ・ヘミ) 「결혼이주여성과의 “진정한” 공존 (結婚移住女性との“真の”共存)」 『国会図書館報』 第45号 (通巻第354号) (2008. 12: 26-33)。
- (10) 大田広域市 「大田市、結婚移民者就業と子ども支援対策が急がれる」 (報道原稿) (2008. 11. 17)。
- (11) 女性家族委員会委員長 「多文化家族支援法案 [代案]」 (2008. 2. 19): http://withmigrants.org/xe/data_03/29354 (ソウル外国人労働者センターホームページ資料室、アクセス年月日: 2010. 1. 27)。